

議案第34号

石垣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

石垣市職員の給与に関する条例(昭和58年石垣市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「195,500」を「195,800」に、「276,500」を「276,300」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の石垣市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の石垣市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

令和8年3月24日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

令和7年第7回石垣市議会(定例会)で議案第108号をもって議決された、石垣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、別表第1の行政職給料表の一部に記載の誤りがあったため、本来適用されるべき適正な給与水準に是正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市職員の給与に関する条例（昭和58年石垣市条例第20号）の新旧対照表

現行									改正後（案）									
別表第1(第8条関係) 行政職給料表									別表第1(第8条関係) 行政職給料表									
職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)		円	円	円	円	円	円	円	(略)		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,500	242,000	276,500	309,800	332,600	366,800	420,700		1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	
(略)									(略)									
備考：この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員を除く。									備考：この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員を除く。									